

A 2 十日町市訪問型サービス（独自）サービスコード表（訪問介護従前相当サービス）

(2025. 4～)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合 成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 ・ 2 (週1回程度) 1,176単位			1,176	1 月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		事業対象者・要支援 1 ・ 2 (週1回程度) 39単位			39	1 日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		事業対象者・要支援 1 ・ 2 (週2回程度) 2,349単位			2,349	1 月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		事業対象者・要支援 1 ・ 2 (週2回程度) 77単位			77	1 日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		事業対象者・要支援 2 (週2回を超える程度) 3,727単位			3,727	1 月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		事業対象者・要支援 2 (週2回を超える程度) 123単位			123	1 日につき	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合		所定単位数の1%減算	-12	1 月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			(2) 1 週に 2 回程度の場合			-1	1 日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12						-23	1 月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合			-1	1 日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13						-37	1 月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割						-1	1 日につき
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1	業務継続計画未策定減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合		所定単位数の 1 %減算	-12	1 月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1 日割			(2) 1 週に 2 回程度の場合			-1	1 日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2						-23	1 月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2 日割			(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合			-1	1 日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3						-37	1 月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3 日割						-1	1 日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算			1 月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算			1 月につき	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算			1 月につき	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算			1 月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算			1 日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の15%加算			1 回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算			1 月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算			1 日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の10%加算			1 回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算			1 月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算			1 日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5%加算			1 回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ロ 初回加算	200単位加算				200	1 月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ハ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	100単位加算	100			
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200単位加算	200			
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ニ 口腔連携強化加算	50単位加算				50	1 回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)		所定単位数の245/1000 加算		1 月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)		所定単位数の224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)		所定単位数の182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)		所定単位数の145/1000 加算			
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1		(5)介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の221/1000 加算			
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 2			(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の208/1000 加算			
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 3			(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の200/1000 加算			
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 4			(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の187/1000 加算			
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 5			(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の184/1000 加算			
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 6			(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の163/1000 加算			
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 7			(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の163/1000 加算			
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 8			(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の158/1000 加算			
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 9			(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の142/1000 加算			
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 0			(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1 0)	所定単位数の139/1000 加算			
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 1			(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1 1)	所定単位数の121/1000 加算			
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 2			(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1 2)	所定単位数の118/1000 加算			
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 3			(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1 3)	所定単位数の100/1000 加算			
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 4			(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1 4)	所定単位数の76/1000 加算			

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、全てのパターンで共通して使用するサービスコードである。

A 2 十日町市訪問型サービス（独自）サービスコード表（緩和型訪問サービス（訪問型サービス A））

(2025.4～)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合 成 単位数	算定単位
種類	項目								
A2	1121	訪問型独自サービス／211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 ・ 2 (週1回程度) 1,150単位				1,150	1月につき
A2	2121	訪問型独自サービス／211日割		事業対象者・要支援 1 ・ 2 (週1回程度) 38単位				38	1日につき
A2	1221	訪問型独自サービス／212		事業対象者・要支援 1 ・ 2 (週2回程度) 2,070単位				2,070	1月につき
A2	2221	訪問型独自サービス／212日割		事業対象者・要支援 1 ・ 2 (週2回程度) 69単位				69	1日につき
A2	1331	訪問型独自サービス／213		事業対象者・要支援 2 (週2回を超える程度) 2,982単位				2,982	1月につき
A2	2331	訪問型独自サービス／213日割		事業対象者・要支援 2 (週2回を超える程度) 98単位				98	1日につき
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		所定単位数の1%減算	-12	1月につき
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割			(2) 1週に2回程度の場合			-1	1日につき
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212			(3) 1週に2回を超える程度の場合			-21	1月につき
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割						-1	1日につき
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213						-30	1月につき
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213日割						-1	1日につき
A2	D221	訪問型独自業務継続計画未策定減算/211	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		所定単位数の1%減算	-12	1月につき
A2	D230	訪問型独自業務継続計画未策定減算/211日割			(2) 1週に2回程度の場合			-1	1日につき
A2	D222	訪問型独自業務継続計画未策定減算/212			(3) 1週に2回を超える程度の場合			-21	1月につき
A2	D223	訪問型独自業務継続計画未策定減算/212日割						-1	1日につき
A2	D224	訪問型独自業務継続計画未策定減算/213						-30	1月につき
A2	D225	訪問型独自業務継続計画未策定減算/213日割						-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算			1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算			1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算			1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算					1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算					1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算					1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算					1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算					1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算					1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算					1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算					1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算					1回につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ロ 初回加算			200単位加算	200	1月につき	
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	ハ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位加算	100			
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2		(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位加算	200			
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算／2	ニ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の245/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数の182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		所定単位数の145/1000 加算			
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1		(5)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（1）	所定単位数の221/1000 加算			
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 2			(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（2）	所定単位数の208/1000 加算			
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 3			(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（3）	所定単位数の200/1000 加算			
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 4			(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（4）	所定単位数の187/1000 加算			
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 5			(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（5）	所定単位数の184/1000 加算			
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 6			(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（6）	所定単位数の163/1000 加算			
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 7			(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（7）	所定単位数の163/1000 加算			
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 8			(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（8）	所定単位数の158/1000 加算			
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 9			(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（9）	所定単位数の142/1000 加算			
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 0			(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（1 0）	所定単位数の139/1000 加算			
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 1			(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（1 1）	所定単位数の121/1000 加算			
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 2			(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（1 2）	所定単位数の118/1000 加算			
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 3			(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（1 3）	所定単位数の100/1000 加算			
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 4			(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（1 4）	所定単位数の76/1000 加算			

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、全てのパターンで共通して使用するサービスコードである。

A 6（１） 十日町市通所型サービス（独自）サービスコード表（通所介護従前相当サービス） (2025.4～)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1		1,798単位	1,798	1月につき ※注
A6	1112	通所型独自サービス11日割				59単位	59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援 2		3,621単位	3,621	1月につき ※注
A6	1122	通所型独自サービス12日割				119単位	119	1日につき
A 6	1113	通所型サービス21	ロ 1月あたりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	※ 1月の中で全部で 4 回まで	436単位	436	1 回につき
A 6	1123	通所型サービス22		事業対象者・要支援 2	※ 1月の中で全部で 5 回から 8 回まで	447単位	447	
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	所定単位数の1%減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			事業対象者・要支援 2		-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援 1	-36		1月につき	
A6	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		事業対象者・要支援 2	-1		1日につき	
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1		-4	1 回につき
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22			事業対象者・要支援 2		-4	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	所定単位数の1%減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			事業対象者・要支援 2		-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援 1	-36		1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		事業対象者・要支援 2	-1		1日につき	
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1		-4	1 回につき
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22			事業対象者・要支援 2		-4	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5 %加算		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の 5 %加算		1日につき
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5 %加算		1 回につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	376単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算 2			事業対象者・要支援 2	752単位減算	-752	
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算 3		ロ 1 月当たりの回数を定める場合		94単位減算	-94	1 回につき
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	-47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算（Ⅰ）		150単位加算	150	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算（Ⅱ）		160単位加算	160	
A6	6310	通所型独自一体的サービスの提供加算	チ 一体的サービスの提供加算			480単位加算	480	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		88単位加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 2		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		176単位加算	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 1 1		(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		72単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 1 2		(4) サービス提供体制強化加算（Ⅳ）		144単位加算	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 1		(5) サービス提供体制強化加算（Ⅴ）		24単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 2		(6) サービス提供体制強化加算（Ⅵ）		48単位加算	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）		100単位加算	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）		200単位加算	200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回を限度）		20単位加算	20	1 回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に1回を限度）		5単位加算	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の92/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の90/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数の80/1000 加算		
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		所定単位数の64/1000 加算		
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1		(5)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）		(一) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）	所定単位数の81/1000 加算	
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 2				(二) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2）	所定単位数の76/1000 加算	
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 3				(三) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3）	所定単位数の79/1000 加算	
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 4				(四) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4）	所定単位数の74/1000 加算	
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 5				(五) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5）	所定単位数の65/1000 加算	
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 6				(六) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6）	所定単位数の63/1000 加算	
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 7				(七) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（7）	所定単位数の56/1000 加算	
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 8				(八) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（8）	所定単位数の69/1000 加算	
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 9				(九) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（9）	所定単位数の54/1000 加算	
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 0				(十) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1 0）	所定単位数の45/1000 加算	
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 1				(十一) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1 1）	所定単位数の53/1000 加算	
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 2				(十二) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1 2）	所定単位数の43/1000 加算	
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 3				(十三) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1 3）	所定単位数の44/1000 加算	
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 4				(十四) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1 4）	所定単位数の33/1000 加算	

※注 サービスコード「1113」で算定した1月当たりの単位が「1111」の単位を、または「1123」で算定した1月当たりの単位が「1121」の単位を超える場合のみ使用する。
※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、全てのパターンで共通して使用するサービスコードである。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 通所型サービス費 （独自）1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき	
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき	
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき	
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき	
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 通所型サービス費 （独自）1月あたりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※ 1月の中で全部で4回まで		436単位	305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2	※ 1月の中で全部で8回まで		447単位	313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定 単位
種類	項目								
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位		看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位			41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位			2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位			83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 通所型サービス費 (独自)1月あたりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※ 1月の中で全部で4回まで	384単位		305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2	※ 1月の中で全部で8回まで	395単位		313	

A 6（２） 十日町市通所型サービス（独自）サービスコード表（緩和型通所サービス（通所型サービス A）） (2025. 4～)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位		
種類	項目									
A6	1211	通所型独自サービス／2 1 1	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援 1			1,745単位	1,745	1月につき ※注	
A6	1212	通所型独自サービス／2 1 1 日割					58単位	58	1日につき	
A6	1221	通所型独自サービス／2 1 2		事業対象者・要支援 2			3,222単位	3,222	1月につき ※注	
A6	1222	通所型独自サービス／2 1 2 日割					107単位	107	1日につき	
A6	1213	通所型独自サービス／2 2 1	ロ 1月あたりの回数を 定める場合	事業対象者・要支援 1 ※ 1月の中で全部で4回まで			349単位	349	1回につき	
A6	1223	通所型独自サービス／2 2 2		事業対象者・要支援 2 ※ 1月の中で全部で5回から8回まで			358単位	358		
A6	C221	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／211	高齢者虐待防止措置未実 施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定 める場合	事業対象者・要支援 1		所定単位数の1%減算		-17	1月につき
A6	C222	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／11日割			事業対象者・要支援 2				-1	1日につき
A6	C223	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／212							-32	1月につき
A6	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割		ロ 1月当たりの回数を定める場合		-1			1日につき	
A6	C225	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／221				-3			1回につき	
A6	C226	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／222				-4				
A6	D221	通所型独自業務継続計画未策定減算／211	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定 める場合	事業対象者・要支援 1		所定単位数の1%減算		-17	1月につき
A6	D222	通所型独自業務継続計画未策定減算／211日割			事業対象者・要支援 2				-1	1日につき
A6	D223	通所型独自業務継続計画未策定減算／212							-32	1月につき
A6	D224	通所型独自業務継続計画未策定減算／212日割		ロ 1月当たりの回数を定める場合		-1			1日につき	
A6	D225	通所型独自業務継続計画未策定減算／221				-3			1回につき	
A6	D226	通所型独自業務継続計画未策定減算／222				-4				
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の5%加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等提供加算日割					所定単位数の5%加算		1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数					所定単位数の5%加算		1回につき	
A6	6125	通所型独自サービス同一建物減算／21	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型 サービス（独自）を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	376単位減算	-376	-376	1月につき	
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算／22			事業対象者・要支援 2	752単位減算	-752			
A6	6227	通所型独自サービス同一建物減算／23		ロ 1月当たりの回数を定める場合	94単位減算		-94	-94	1回につき	
A6	5622	通所型独自送迎減算／2	事業所が送迎を行わない場合				47単位減算	-47	片道につき	
A6	5020	通所型独自生活上グループ活動加算／2	ハ 生活機能向上グループ活動加算				100単位加算	100		
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算／2	ニ 若年性認知症利用者受入加算				240単位加算	240		
A6	6120	通所型独自サービス栄養アセスメント加算／2	ホ 栄養アセスメント加算				50単位加算	50		
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算／2	ヘ 栄養改善加算				200単位加算	200		
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ／2	ト 口腔機能向上加算 (1)口腔機能向上加算（Ⅰ）				150単位加算	150		
A6	5021	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ／2	(2)口腔機能向上加算（Ⅱ）				160単位加算	160		
A6	6320	通所型独自一体的サービス提供加算／2	チ 一体的サービス提供加算				480単位加算	480		
A6	6021	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／2 1	リ サービス提供体制強化 加算	(1)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援 1	88単位加算	88	88		
A6	6022	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／2 2			事業対象者・要支援 2	176単位加算	176			
A6	6127	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／2 1 1		(1) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援 1	72単位	72	72		
A6	6128	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／2 1 2			事業対象者・要支援 2	144単位	144			
A6	6123	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／2 1		(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	事業対象者・要支援 1	24単位	24	24		
A6	6124	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／2 2			事業対象者・要支援 2	48単位	48			
A6	4011	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）			100単位加算	100	100	
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2 1		(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）			200単位加算	200		
A6	6210	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ／2	ル 口腔・栄養スクリーニ ング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回を限度）			20単位加算	20	1回につき	
A6	6211	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ／2		(2)口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に1回を限度）			5単位加算	5		
A6	6321	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算／2	ヲ 科学的介護推進体制加算	40単位加算				40	1月につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）			所定単位数の92/1000 加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）			所定単位数の90/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）			所定単位数の80/1000 加算			
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）			所定単位数の64/1000 加算			
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1		(5)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	(一) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）	所定単位数の81/1000 加算				
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 2			(二) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2）	所定単位数の76/1000 加算				
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 3			(三) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3）	所定単位数の79/1000 加算				
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 4			(四) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4）	所定単位数の74/1000 加算				
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 5			(五) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5）	所定単位数の65/1000 加算				
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 6			(六) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6）	所定単位数の63/1000 加算				
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 7			(七) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（7）	所定単位数の56/1000 加算				
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 8			(八) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（8）	所定単位数の69/1000 加算				
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 9			(九) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（9）	所定単位数の54/1000 加算				
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 0			(十) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1 0）	所定単位数の45/1000 加算				
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 1			(十一) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1 1）	所定単位数の53/1000 加算				
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 2			(十二) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1 2）	所定単位数の43/1000 加算				
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 3			(十三) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1 3）	所定単位数の44/1000 加算				
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 4			(十四) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1 4）	所定単位数の33/1000 加算				

※注 サービスコード「1213」で算定した1月当たりの単位が「1211」の単位を、または「1223」で算定した1月当たりの単位が「1221」の単位を超える場合のみ使用する。
※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、全てのパターンで共通して使用するサービスコードである。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定 単位
種類	項目								
A6	8004	通所型独自サービス／211・定超	イ 通所型サービス費 （独自）1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1,745単位		定員超過の場合 ×70%	1,007	1月につき
A6	8005	通所型独自サービス／211日割・定超			58単位			33	1日につき
A6	8014	通所型独自サービス／212・定超		事業対象者・要支援 2	3,222単位			2,028	1月につき
A6	8015	通所型独自サービス／212日割・定超			107単位			67	1日につき
A6	8006	通所型独自サービス／221・定超	ロ 通所型サービス費 （独自）1月あたりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	※ 1月の中で全部で4回まで	349単位		244	1回につき
A6	8016	通所型独自サービス／222・定超		事業対象者・要支援 2	※ 1月の中で全部で8回まで	358単位		251	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定 単位
種類	項目								
A6	9004	通所型独自サービス／211・人欠	イ 通所型サービス費 (独自) 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1, 798単位		看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1, 007	1 月につき
A6	9005	通所型独自サービス／211日割・人欠			59単位			33	1 日につき
A6	9014	通所型独自サービス／212・人欠		事業対象者・要支援 2	3, 621単位			2, 028	1 月につき
A6	9015	通所型独自サービス／212日割・人欠			119単位			67	1 日につき
A6	9006	通所型独自サービス／221・人欠	ロ 通所型サービス費 (独自) 1月あたりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	※ 1 月の中で全部で4回まで	384単位		244	1 回につき
A6	9016	通所型独自サービス／222・人欠		事業対象者・要支援 2	※ 1 月の中で全部で 8 回まで	395単位		251	

A F 十日町市介護予防ケアマネジメントサービスコード表(2025. 4～)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A F	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメントA費	事業対象者・要支援 1～2・要介護 1～5	442単位	442	1月につき	
A F	2112	介護予防ケアマネジメントB	チ 介護予防ケアマネジメントB費	事業対象者・要支援 1～2・要介護 1～5	310単位	313		
A F	2113	介護予防ケアマネジメントC	リ 介護予防ケアマネジメントC費	事業対象者・要支援 1～2・要介護 1～5	442単位	442		
A F	3111	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 介護予防ケアマネジメントA費	所定単位数の1%減算		-4		
A F	3112	高齢者虐待防止措置未実施減算	チ 介護予防ケアマネジメントB費	所定単位数の1%減算		-3		
A F	3113	高齢者虐待防止措置未実施減算	リ 介護予防ケアマネジメントC費	所定単位数の1%減算		-4		
A F	4111	業務継続計画未算定減算	イ 介護予防ケアマネジメントA費	所定単位数の1%減算		-4		
A F	4112	業務継続計画未算定減算	チ 介護予防ケアマネジメントB費	所定単位数の1%減算		-3		
A F	4113	業務継続計画未算定減算	リ 介護予防ケアマネジメントC費	所定単位数の1%減算		-4		
A F	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算			300単位	300	
A F	6132	委託連携加算	ハ 委託連携加算			300単位	300	

※Cは、初月のみの支払いとなる。
※現在、介護予防ケアマネジメントCは十日町市では使用していないので注意すること。